

別紙2 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業に係る留意事項

1 専門員を配置できる介護福祉士養成施設

専門員を配置できる養成施設は、県が指定する介護福祉士養成施設であって、当年度の定員充足率が50%以下であった施設とする。

(1) 専門員が行う業務

専門員は、次の事業について、一月当たり3回以上実施すること。

このため、専門員の人件費については、一月単位で計上すること。

①小中学校や高校を中心に、介護に関する教育機関として、介護の専門性や意義などを伝達するための出前講座等

②高校及びその生徒を対象にした、学校内や外部会場で実施する養成施設への入学促進のための訪問・説明会や進路相談の実施等

(2) 必要書類

以下の書類を交付申請書及び実績報告時に「その他参考となる書類」として提出を求めらるので、準備すること。

ア 交付申請時

「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業専門員事業計画書」

イ 実績報告時

「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業専門員事業実績報告書」

及び専門員の一月毎の活動記録（任意様式）

2 内示について

予算の範囲内で実施するため、計画書と同額で内示されない場合があります。